

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例施行規則を廃止する規則

平成 19 年 7 月 1 日

規則第 19 号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例施行規則（平成 19 年群馬県後期高齢者医療広域連合規
則第 10 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。